

お支払いの対象となる資産の確認方法について

1. 立木に係る財物賠償

(1) 対象資産の定義

山林の土地に生育する販売が見込まれる樹木（人工林・天然林）

(2) 対象資産の存在の確認

土地を所有されている場合

・立木の存在の確認

ご請求者さまが所有されている土地の固定資産課税明細書において、課税地目が山林の土地に該当されていること等により、立木が存在していることを確認させていただきます。

課税地目が「山林」「保安林」等以外の土地に立木があることをお申し出いただいた場合、当社にて森林簿、森林計画図または衛星写真等を確認することにより立木の存在を確認させていただきます。

・林種（人工林・天然林）の確認

当社にて森林簿、森林計画図または衛星写真等を確認することにより、林種を確認させていただきます。

山林の土地：「山林」「保安林」「一般山林」「山林（砂）」「介在山林」「宅地介在山林」「農地介在山林」、または課税地目に「山林」もしくは「保安林」が含まれている場合

立木のみを所有されている場合

分収林契約書等の立木の所有を確認できる書類をご準備のうえ、所有されている立木をお申し出いただき、当社にて分収林契約書、森林簿、森林計画図または衛星写真等により林種（人工林・天然林）を確認させていただきます。

* いずれの場合も、いただいたご請求書にもとづき当社にて森林簿等で林種を確認のうえ「請求資産一覧」を発行しお送りいたしますので、対象資産や林種等に相違がないかご確認のうえご返送ください。なお、「請求資産一覧」の記載内容が平成23年3月11日時点の状況と異なる場合は、「請求資産一覧」のご返送とあわせて分収林契約書等の必要書類をご提出ください。

2. しいたけ原木として出荷予定の立木に係る財物賠償

(1) 対象資産の定義

山林の土地に生育し、しいたけ原木として市場に出荷が見込まれる樹木

(2) 対象資産の存在の確認

土地を所有されている場合

ご請求者さまの所有されている土地の固定資産課税明細書において、課税地目が山林の土地に該当されていること等により、しいたけ原木として出荷予定の立木が存在していることを確認させていただきます。

ご請求者さまの所有されている土地の課税地目が山林の土地に該当しない場合、対象の土地上の大半にしいたけ原木として出荷予定の立木が存在することが確認できる書類（分収林契約書等）をご提出いただき、固定資産課税明細書と提出書類の所在が一致することを確認させていただくこと等により、しいたけ原木として出荷予定の立木が存在していることを確認させていただきます。

立木のみを所有されている場合

対象の土地上の大半にしいたけ原木として出荷予定の立木が存在することが確認できる書類（分収林契約書等）をご提出いただき、不動産登記情報の所在と提出書類の所在が一致することを確認させていただき、しいたけ原木として出荷予定の立木の存在を確認させていただきます。

- * いずれの場合も、対象資産が旧緊急時避難準備区域および旧屋内退避区域等以外の地域に存在する場合、しいたけ原木として出荷予定があったことを確認するため、広葉樹または天然林の取引実績があることを確認させていただきます。

以 上